

競売制度研究会（第28回）議事録

日 時 平成20年3月31日（月）午後6時から午後9時まで
場 所 きんざいセミナーハウス2階会議室
出席委員 山本座長，岩井委員，久米委員，越山委員，小林委員，下村委員，
田作委員，松下委員，山下委員，山田委員，山野目委員，吉田委員
議事内容 以下のとおり

- それでは、これから第28回の競売制度研究会を始めたいと思います。
本日は〇〇委員が、前回お話が合ったようにご欠席です。
それでは、まず配付資料の確認を〇〇さんのほうからお願いします。
- 本日の配付資料は大きく分けて7種類でございます。1つ目は、研究会資料22「研究会報告書（案）（その4）」でございます。こちらにつきましては、事前にメールで配付させていただいておるところでございます。2つ目は研究会資料23「研究会報告書（案）（その5）」でございます。なお、金曜日にメールで発送いたしましたが、現在法務省のサーバが非常に調子が悪くて、多分現在でもまだ先生方のところに到着していないと思います。なので、席上配付になってしまいまして、まことに申しわけありませんでした。
研究会資料22と23で変わったところを簡単にご説明申し上げます。全般的にほとんど変わっておりません。まず、1ページ目の一番最後の段落の「さらに」のところの「平成20年3月25日」の次に「閣議決定」という言葉をつけ加えさせていただいております。あと、13ページ目、アメリカのところでございますけれども、最後のパラグラフでございます。こちらの2行目の「ニューヨーク州などにおいて」の「において」を「で」に変えております。これは「において」が重なったことから単に語調を変えたものでございます。続きまして、23ページの脚注25でございます。こちらにつきましては、「0.76ユーロ以上でなければならないという制限はあるものの」というところを削除しております。続きまして、54ページでございます。54ページの丸の2つ目、「抵当権設定時から」のところでございますけれども、その段落の3行目のところにあります「合意した事項については」と

なっておりまして、間に「に」が抜けておりましたので「に」を挿入させていただいております。続きまして、60ページでございます。一番最初の丸の段落でございます。こちらの2行目から3行目にかけて、「申し立てることができるものとし」となっておりまして、ここも脱字がございまして、「る」を入れまして「できるものとし」ということで「る」を挿入させていただいております。

以上述べましたように、研究会資料22から23についてはほとんど変わっていない状況でございます。

3つ目は別紙の9でございまして、先ほど申しましたような誤字脱字等がございましたので、こちらをあわせて直したものでございます。

4つ目は研究会報告書（案）の表紙と目次の部分をお配りしたものでございます。

5つ目は諸外国の競売制度の調査報告書でございまして、前回の研究会でお配りできなかったニューヨーク州、マサチューセッツ州及びフランスの報告書について席上配付させていただいております。

6つ目につきましては、〇〇先生と〇〇先生作成の報告書に対する意見でございます。こちらにつきましては、事前にメールで配付させていただいているところでございます。

7つ目は日弁連から提出されました非司法競売手続に関する追加意見書でございます。

配付資料は以上でございます。

なお、研究会の名簿につきましてでございますけれども、〇〇委員が平成20年1月1日付で准教授になられるということでございますので、そちらのほうもあわせて訂正させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

● ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入らせていただきたいと思います。前回の審議の状況というか結論を確認させていただきますと、前回は研究会の報告書（案）につきましてご議論をいただき、その中身についてはいろいろな加除をして修正等を加えるという点についてはおおむね議論は終了して、その

結果として、本日の先ほどご紹介があった研究会資料 2 3 という形で出ているわけです。

ただ 1 点意見が分かれた点といたしまして、報告書（案）に委員の間の意見の多寡、どの意見が多かった、どの意見が少なかったという事項を記載すべきかどうかということについてご議論が分かれ、その点については大まかにご議論いただいたわけでありますけれども、最終的な結論は前回はお出なかったということだったかと思います。

本日はそれを受けての審議ということになるわけですが、先ほどご紹介がありましたように、〇〇委員、〇〇委員のほうから報告書に対する意見ということで、その点を含んだ形でご意見が出されておりますので、これは先ほどもご紹介がありましたように皆さんに事前にお配りはしておりますが、まずこの点について簡単にご説明をいただければ。

- それでは、お手元の報告書に対する意見、では、私のほうで説明させていただきたいと思います。

この意見の趣旨は今、座長のほうからのお話で、意見の多寡については前回議論途中であったということですが、意見の多寡を記述するかしないかということでは、おそらくこの研究会全体としての意見の取りまとめは難しきろうという前提のもとで、ではその上で報告書に対してどのような形での取りまとめを求めるのかという趣旨でまとめたものでございます。ただし内容的には、なぜ私及び〇〇委員がその多数・少数で評価するといった価値判断を記述することに賛成できないかという理由も含まれておりますので、あわせて簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、ここの報告書の意見としては 3 点の修正を求めています。

第 1 点については、1 番の（2）、多数・少数で評価する価値判断を記述した箇所については〇〇及び〇〇は合意していないということ、及び、この（1）に戻りまして、（2）を除く箇所については〇〇及び〇〇を含めた委員全員が合意しているということで、報告書の執筆名義人について、部分部分によって変わってくるということを冒頭明記いただきたいというのが 1 つでございます。

それから 2 つ目、価値判断を記述した箇所で意見が多かったというような

表現の後に、次にあるような「(「多かった」という評価を記述することについては、〇〇委員及び〇〇委員は合意していない)」というようなことで、この部分については委員の合意がないということを明記いただきたいということで、これが次のページに至るまで計24カ所ということで提示しております。

そしてその次、2ページの真ん中の段あたりのところで、76ページの22から26行目について、「本研究会では、任意売却崩れの事案について簡易迅速な実行手続を設けるといふ云々からD案に反対する意見が多数出された」のところの後にも「(本研究会では、以下、D案に対する意見が多数出されたという評価を記述することについては〇〇委員及び〇〇委員は合意していない)」ということで名義を明らかにしていただきたいということでございます。

そしてその上で3番目、多数・少数で評価する価値判断を報告書に記載するかしないかというふうなことにについては、この後も議論がされるかもしれませんが、おそらく〇〇委員及び私の意見は少数意見ということになるのではないかというふうに考えておりますが、少数意見は少数意見として尊重いただきまして、次の3ページ以降、別紙以下について委員の意見ということで報告書の本分の末尾に記載いただきたいということでございます。

3ページ以下を簡単にご説明させていただきますと、1番、まず、多数・少数で評価する価値判断を報告書に記載することについては賛成できないということでございます。その理由を2点示してございます。第1として、この多数・少数という価値判断自体が適切ではないと。すなわち、研究会では諸外国の実態調査あるいは日本で導入する民間競売制度案についての提案を受けての可否の議論が確かに行われ、それぞれに賛否両論があったわけでありましたが、この米国の民間競売の実態についても、あるいは日本の現行競売実務における問題点の摘出についても、残念ながら、現段階、到達段階としては不十分ではないかということでございます。すなわち、提案について、可否を決するに至るまでの十分な材料を準備できたわけでもなく、またそれを踏まえた議論が尽くされたというわけでもないのであれば、さまざまな意見を整理して紹介するにとどめ、その可否の判断は報告書の読者にゆだねる

べきであって、多数・少数といった価値判断を提示して、結論に関する方向づけを行うべきではないということでございます。

(2) といったしましては、それぞれの多数・少数という評価についても、例えば発言者氏名を全部記述する、あるいはすべての論点ごとに多数決をとるといったような形で、客観的な事実としての検証がなされていない以上、それを記述することも適切ではないのではないかとということを指摘してございます。

なお付言すればということで、2番、本研究会の運営に関する問題点、すなわち、〇〇委員及び私の認識としてはこの研究会の設置、あるいは報告書取りまとめに至るプロセスで問題があったというふうに認識しておりますので、そのために単純な多数・少数で評価を行うべきではないというふうに考えておりますので、この点につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず4ページ、(1) 調査の到達点についての問題でございますが、例えば、米国民間競売の運用実態につきましても、それぞれの委員の先生方におかれましては大変なご尽力をいただきまして制度の詳細について、あるいは運用の実態についてもヒアリング等ご尽力いただいたということは十分認識しているところでございます。とはいえ、後ほど述べますように、このような実態調査につきましては、個人による調査ではどうしても限界がある。この結果として、ここの(a)から(f)に記載されているような、例えば、後順位抵当権実行の際の先順位抵当権の処理であるとか、あるいは3点セットによる情報提供の義務づけがないとしてもどういう情報が提供されているかという実態。あるいは債務者保護のための強行規定の運用実態、あるいはそれがあることによって、ない州に比較し、手続の期間、売却価額にどんな影響を与えられているのかどうかという話。あるいは管理人による物件保管に関して、当事者の合意を経て執行契約に定めた場合、裁判所はこれに拘束されることはないといわれますが、一方ではそれなりの敬意が払われ、裁量権行使の際の考慮要素の1つともされるというところで、どこまで定めが有効となっているかという法的基準はどうなっているか。あるいは、簡易な占有排除の手続。さらには(f)にありますような、どのような業者・資格者がどのような契約に基づいて民間競売業務を受託しているのか。これらについ

てまだ十分に実態が解明されていないというようなことは、まだ現時点で提案された制度の可否を論ずるに至っていないのではないかと思います。

それから2番目、②として、民間の現行競売についての調査不十分ということで掲げてございますが、これは最近我々が実態調査をしたものであります。例えば3点ほど例示が掲げられてございます。例としては、1回目の売却で落札されたにもかかわらず、開始決定から配当まで2年2か月もかかってしまったとか。

あるいは（b）同一物件に関する連続した2件の競売事件で、それぞれ4回ずつ、延べ8回の売却が行われたにもかかわらず、最低価額が高過ぎてすべて不落に終わってしまったと。特にこのケースでは、1件目の競売事件の第1回売却時の設定価額の最低価額、これを1件目競売事件の4回目のときにはその6分の1まで値下げしたんですが、にもかかわらず落札されずに手続が取り消された。その後、債権者が再度競売を申し立てたとき、この2件目の競売事件の第1回売却時の最低価額、1件目の競売事件の第1回売却時の最低価額の7割に設定した。その6分の1でも売れないにもかかわらず、7割に設定したらそれは売れるわけがない。これを順次下げていったんですが、2件目の競売事件の4回の売却でもすべて不落に終わったというような事例であります。これは1件目の競売事件の結果を見れば、最低価額をよほど安くしないと落札されないことが明白であるにもかかわらず、そのような状況判断に基づく配慮が裁判所や評価人によって全く行われていないという事例でございます。

あるいは（c）現況調査命令から物件明細書作成まで8か月を要したため、住宅15戸の賃貸マンションで、現況調査時点では11世帯が居住し、報告書にもその賃貸契約の詳細が記載されていたんですが、売却時点ではテナント7世帯が出てしまって4世帯に減少し、こうした投資用物件ではテナント情報は最重要情報であるにもかかわらず、現況調査結果が信用できないというような事例でございます。

これらにつきましては、後ほど申し上げますような、やはり日本の現行競売制度については構造的な欠点があるのではないかと思います。このような点を踏まえて、ではどのような対処策があり得るか、民間競売でど

ここまで修正できるかというオーソドックスなアプローチが本来必要であったのではないかというふうに認識しておりますが、このような日本の競売についての調査も不十分であったということでございます。

それから、研究会体制について、①先ほどの実態調査の体制面のところでも、実態調査は委員の分担によって行うのは無理でありまして、これについて我々は検討着手したときから、その運用実態については現地のコンサルタントに委託調査を行わない限り難しいのではないかというふうに指摘させていただきましたが、その提案も受け入れられていなかったということでございます。

あるいは委員の構成についても、現行制度の問題点を摘出して改善する制度を設計するためには、個々の法律が個人や企業の行動にどのような影響を及ぼすのかという、法と経済学の知見が必要であると考えられ、また、近年では経済学者による競売制度の経済分析の研究蓄積も進んでおりますが、残念ながら本研究会には経済学を専門とする研究者が1名もおらなかったということでございます。残念ながらバランスのとれた構成であるとは言い難かったのではないかということでございます。

その上で、6ページ以下では適切な民間競売制度とはということで述べておりますが、後はごく簡単に説明しますと、要は、現行制度に内在する欠陥とは何かというと、裁判所が遅延した手続を催促するといったスケジュール管理あるいは執行官や評価人に対して外注業務の品質管理をきっちりやるということが得意ではないし、執行官や評価人もスケジュール感覚が非常に希薄であると。これは裁判官や執行官にとっては迅速・高値売却に創意工夫する動機がないという、ある程度構造的な欠陥と言い得るのではないかということで、7ページの(3)にありますように、では米国の民間競売制度がなぜ迅速・安価、高値売却可能な換価手段になっているかという、進行管理を行う民間競売の実施者に迅速な手続を進める動機づけがあるということと、2番、民間がスケジュール管理し、権力発動は裁判所が行うという官民の得意分野でのそれぞれの役割分担があるのではないかということで、そのような観点からの検討が本来必要ではなかったかということでございます。

あと、以下はD案がなぜ迅速・安価で高値売却な手続になるのか、そして、

8 ページ（5）D案に対する批判として言われたもののうち、特に①債務者は金を借りた弱い立場にあるため、民間競売によって不利な条件を強制されるのではないかと。それから②民間競売が導入されると、悪質な業者が参入して不当な利益をむさぼることになるのではないかとという席上議論がありましたが、念のためということでそれに対する反論を整理する形で、意見書ということで取りまとめてみました。

このような形、少数意見ということになるかもしれませんが、仮にそういうことになるのでなるとなれば、報告書本文の末尾に記載していただきたいということでございます。

以上でございます。

● ありがとうございます。

ということで、ご意見の趣旨としては、大きくはこのご意見の1、2のところで記載されている多数・少数の意見分布を記載するというに〇〇、〇〇両委員がご反対であったということを明記するという。それから3番目の点ですが、ここに記載されている少数意見というふうに言っているのでしょうか、両委員のご意見を報告書の末尾に添付するというご提案の大きくはその2点からなっているということかと思いますが。

それでは、ほかの委員のこの点についてのご意見を伺いたいと思います。どなたからでもお願いいたします。〇〇委員、どうぞ。

● 私はこの〇〇先生、〇〇先生の3点といいたいでしょうか、1と2をまとめると1つになるのかもしれませんが、意見については反対であります、その前にちょっとご質問させていただきたい点があるんですけども、今の意見書の3ページのところで、1の（1）と（2）があります。2点あるんですけども、連動する問題ですので続けて質問させていただきますが、「多数・少数という価値判断」とあるんですけども、中で、「優劣」という表現も出てきます。この優劣でしたら間違いなく価値判断だと思うんですけども、多数・少数というのは事実の報告であろうと思いますので、ここで価値判断というところで若干違和感がある。多数・少数というのは価値判断ではないのではなかろうかということについてのご回答をいただきたいというのが第1点でございます。

私自身は多数・少数という事実の報告にとどまるものと思っているものですから、次の第2の質問になるんですけれども、(2)のところで「多数・少数が客観的事実として明らかにされたわけではない」ということで、もし、多数でないのに多数と書いてあるとか、少数でないのに少数と書いてあるというようなことであればそを書いているから直せというのは当然出てくる話だろうと思うんですけれども、これまでの議論ですと、多数・少数という把握そのものについてはおそらく認識は一致していて、ただ、それを記載するかどうかということが適切かどうかという議論だったように思うんですけれども、この(2)「事実として明らかにされたわけではない」って事実は違うという、事実の報告だということでも理解したとしても、やはり適切でないということになるのかなと思うんですけれども、そこまでの趣旨を含んでおられるのかどうか、その2点についてご質問させていただきたいと思います。

- ○○委員、よろしくお願いします。
- まず第1点でございますが、報告書(案)の一番最後のページの(5)

「各案ごとの意見のまとめ」という前回の委員会でも議論になったところがございます。これの最後の6行、「本研究会では」から「非司法競売を導入すべきではないとの意見もあった」、これまではある程度非常に客観的な形で、もちろん多かった、少なかったという表現はあるものの、かなり客観的な観点から並列的に取りまとめている報告書だというふうに評価させていただいていますが、最後のところで、この(5)の6行があると、この委員会としてはB案がすぐれているということで多数意見が取りまとめられたと。研究会としてはB案がすぐれているという判断に立ち至ったというふうに受け取らざるを得ない。これは受け取り方によっては、人によっておそらく違うということではないかと思いますが、私どもとしては、これはそのように受け取る方が多いだろうというふうに認識しておりまして、結局それまでの多数・少数という表現がずっとこの最後の6行と相伴って価値判断を示しているのではないかとございます。

それから、(2)の話。これはどこまで客観性ということに対して厳密さを求めるかということでございますが、多数・少数でそのような価値判断を行っていくとしたら、やはり1つ1つ多数決を行うということが筋ではない

かということでございます。ただし、大きな賛成できない理由としては、
(1) のウエートのほうが高いというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

- どうぞ。
- そういうことであれば(1)についての意見ということで申し上げたいと思います。今、いみじくも〇〇先生ご指摘のとおり、最後の6行につきまして、多数・少数という表現、これはこの研究会での傾向を事実として書いてあるものでありまして、これを読んだ人が優劣そのものとして受け取るおそれはない。それは、それぞれ読まれる方の専門性に基づいて、いろいろ総合的にご判断いただくことが十分に可能な内容となっているというふうに考えておりますので、そう読まれる懸念はないので、したがって、この
(1)につきましても考慮する必要はないというのが私の意見でございます。

- ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

- ただいまの〇〇委員の質問の2点目との関係でちょっと補充的、補足的にお尋ねをさせていただきたいんですけれども、そうしますと、〇〇委員のご説明では、多数・少数が客観的事実として明らかにされたわけではないというのは、明らかにするような、〇〇委員の評価では十分な手順がとられなかったということをおっしゃっているのであって、具体的にここに多数と書いてあるけれども多数ではなかったというふうなご指摘をなさりたい箇所があるというわけではないんですね。その点ちょっと確かめさせていただきたいんですが。
- それについては、私自身も各回ごとにすべての意見の数をチェックしていたわけではありませんから、この場でここはすべて正しい、ここは間違っているということも私としては言えない立場にあるということでございます。
大筋として云々という話と個々の意見の数を勘定するというのはちょっと別の問題ではないかと思います。
- よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

- この研究会がどういう目的を持っているかということにかかわる問題でもあると思いますけれども、〇〇委員からも以前そういうご発言があったとおり、ここは知恵を出し合う研究会であると私は理解しております。だからこそ出てきた知恵の中身について、具体的にはここの議論の中身について記述し、この研究会の中では客観的にどういう分布だったかということを示すのが、この種の知恵を出し合う研究会の通例であると私は認識しております。

先ほどの〇〇委員の１点目のご質問と関係しますけれども、まだ多数・少数が評価で価値判断なんてことをそう思うかということについてはご回答をいただいていないような気がしますけれども、別紙と書いてあるところの１ポツの（１）の中でも「可否を決する」という言葉、あるいは「結論に関する方向付けを行う」という言葉がありますが、この研究会そのものがそのような結論を出すための研究会なのではなくて、総合的に検討し、多角的に検討した結果を世に問うと。そこから先は、問われた人たちはしかるべきところでまた検討いただくということなのではないかと思います。

したがいまして、知恵を出し合う研究会ですから、頭ごなしにいけないということではなくて、理由をちゃんと伺った上で判断したいと思うのですが、なお、１、特に（１）については、これを理由に多寡を示すという意味での意見分布、多寡を書かないということの理由にはならないのではないかと私は考えますがいかがでしょうか。

- 議論を明確にするためにあれですが、今議論の対象になっているのは多寡を書くかどうかということではなくて、多寡の点について、〇〇委員、〇〇委員が合意しないという旨を書くかどうかということが当面の議論の焦点になっているということは確認しておきたいと思いますが。どうぞ、〇〇委員。
- 今、座長が、〇〇先生が整理していただいたとおりでございまして、まずその点が第１点ということと、それから、このペーパーの中に価値判断とあって、価値ということについてご質問があったり、あるいは、事実であるからいいのではないかということがあったりしているわけです。それから、結論に関する方向づけをしているわけではないという、いろいろとご意見があって、私はそれらのご意見はそれぞれごもっともであって、私はその意見を否定しようというつもりではないんです。

ただ、申し上げたいことは、多数・少数という評価的な事実、仮に事実としたとしても評価的なものを載せることが結論に関する方向づけを与えるおそれがあるというふうに私と〇〇委員は考えておりまして、そのことが競売の民間開放については否定的な意見をこの研究会が取りまとめたというふうにとられるおそれがある。そういう方向に結論を押していく可能性があるのです、そういう方向に際しては私と〇〇委員は反対であるから、そういう取りまとめの意見書、報告書には、執筆者として一緒に名前を載せたくないのであると、こういうことを申し上げているわけです。

ですから、ここにおられる先生方も大変日本のトップの先生方たちですから、論理的に闘って勝てるとか、我々が正しいとかと言っているわけではなくて、そのおそれに対して、そのような評価的な事実であろうかどうかわかりませんが、それを載せることでマイナスの方向に持っていかれること自体に我々は賛成できないので、申しわけないけれども名前を載せることができますということを申し上げているわけです。仮にそういう我々の評価を出すということもできないというのであるならば、これは民主主義のルールですから、少数意見としてその少数意見を載せていただきたいということを申し上げているわけです。また実際、ほかの研究会においては少数意見を載せているケースもあるわけですので、そういうことが今回のご提案の骨子ということでございます。

〇〇先生のほうで補充をしていただけたと思います。

- 全くおっしゃるとおりです。
- ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

- 報告書の本文に多数意見だけが記載されているのであれば、少数意見も表明する必要があるということで、少数意見をまとめて掲載するということがあろうかと思うんですけれども、本件の報告書には多数意見のみならず少数意見も記載されていますので、それに加えてさらに少数意見だけを取り上げるのはどうなのかなという気がしているんですけれども。
- 個々の問題についての多数・少数の多数意見、少数意見と申し上げているわけではなくて、我々は多寡を載せることについての少数意見を載せてほし

いと言っているわけです。多数とか少数とかというような一定の判断に結びつく、一定の結論づけにプラスの方向を与えるようなものについては我々は反対しているわけです。

それはなぜかといえば、ここに私と〇〇先生の名前で出させていただいていることに細かく書いてありますけれども、私はもう少し乱暴なことを申し上げますと、仮に一定の委員会の構成が、もともと反対者のほうが多かったのであれば反対意見が多いのは当たり前なわけですし、賛成者が多かったのであれば賛成意見が多いのは当たり前なわけですから、そのこと自体が多数・少数ということは私は意味がないと思っておりますし、本委員会がそうだと言っているわけではないんですよ。

ですから、そういう意味で多数・少数ということを使うこと自体を反対しているということを申し上げているんですが、そのことについて私と〇〇委員が少数意見ですので、その少数意見を載せていただきたいと、こういうふうに申し上げているわけです。

つまり、多数がこうであり、少数がこうであるということをずっとここでお載せになって、最後の取りまとめの最終文にもそういうことが載るわけですから、そうであれば私の感覚では、読んだ方はそこだけ読んで、ああ、そうか、こういうふうになったんだなというふうに判断する方も多いし、そういうことを言う方もいらっしゃると思います。

だからそこで、少数意見があれば、最高裁の判決でも少数意見ありますので、少数意見として、多数・少数を載せることも反対であるという意見もあったんだ。その理由はこうこうだということをわかるようにしていただければ私どもとしては満足であるということを申し上げております。

- どうぞ。
- 今の座長と〇〇委員の意見交換で論点がかなり明確になってきたと思うんですが、お二人の仰せのとおり、論議されるべきは多寡を載せることについての少数意見が記載されているということを出発点として、それ以上のことをするかどうかということだというふうに思います。

多寡を載せるかどうかということについての少数意見は既に報告書（案）の29ページに記載されているわけでございます。29ページというのは、

研究会資料 22 でも 23 でもページ数は変わらないと思いますけれども。このように明確に多寡を載せることについての少数意見が記載されているんだということを出発点にしてご議論いただければというふうに思います。

- ありがとうございます。さらに明確にさせていただいたかと思います。ということは、〇〇委員と〇〇委員の提案はこの多寡について記載すべきではないというご意見を述べられたのが〇〇委員と〇〇委員であると名前を特定すると。
- はい、それももちろんありますし、場所的な問題もありまして、29 ページを読む方というのは、この報告書に接したときにすべての人が読むとは限らないんですが、最終ページは結論になっておりまして、「意見のまとめ」ということになっておりますから、76 ページの(5)はどなたでもごらんになるわけです。ここにまとめとしてこういう意見が載るということでは、この委員会の結論づけの方向性というものは普通のレベルの低い人かどうか、それは知りませんが、そういうふうにお考えになるであろうというおそれは少なくともあるということを申し上げているわけですし、29 ページに載っているから納得するということではないということでもあります。
- ということですが、いかがでしょうか。
- では、一言だけ。
- どうぞ。
- これは特にご回答をいただく必要のないことだと思いますが、これは以前も申し上げたことですが、読み手の読解能力を低く見積もったような言い方をするのは果たして適切なのでしょうか。私はそこには非常に大きい疑問を持ちます。
- どうぞ、〇〇委員。
- 決して低い人がどうこうと言っているのではなくて、特定の政治的な目的その他、一定の目的に使われることがあり得るということを強く危惧しているということでございます。
- ここでばかり時間を使うのもあれですが、もしそうであれば、どう書いたところで使う人は使うであろう。両先生ご提案のような書き方をしたら政治的な思惑で使われることがなくなるということはないような気が私は

いたしますが。

- もちろん私どもはおそれを排除したい。少なくとも、今回のこの案で76ページのこういうまとめが出てくるのであれば、そこに私どもは名前を連ねるわけにはいかないということだけです。
- ほかにいかがでしょうか。重要な問題ですので、できればできるだけ多くの委員のご意見をお伺いしたいと思います。どうぞ、〇〇委員。
- 済みません。ちょっと〇〇先生と〇〇先生のご意見をもう1回整理させていただきたいんですけれども、この意見書では「1、2及び3の修正を行うことを求める」というふうにあります、今のお話ですと、多寡を載せることについての少数意見を載せると。そうすると、少数意見の中身を載せる。29ページではあいまいだからわかりやすいところに載せるという話と、なぜなのかということ載せるということと、その2点の関係、ちょっと私、頭の中で混乱してきてしまいましたということをご指摘申し上げたいのが1点と。

もう1点は、そうなりますと、この意見書の別紙の中の6ページの3以下ですか、「適切な民間競売制度とは」という、ここは今の議論とは関係がないというような整理になってくるのでしょうか。ちょっと済みません、ご意見を絞っていくとどういうことになるのかと、もう一度確認させていただきたいと思うんですけれども。

- 私もやや同じような疑問を持ちましたが、今の〇〇委員のご質問の趣旨は、この別紙に記載されている1は多寡について記載すべきではないということの直接の理由になっているように思います。それで、2もその1を説明するようなものになっていると読めば読めるような感じになっていると思うんですが、3は多寡についての少数意見の理由というよりも、まさに〇〇委員と〇〇委員というか、D案の直接の理由のようにも読めるのですが、これがここに記載されることの意味ということでしょうか。
- また〇〇先生から補充があると思いますが、私の存念をまず申し上げてしまいますと、先ほど来私の申し上げていることが厳密に言葉がすべて100%正しい、確実かどうかちょっと自信がないんですけれども、先ほど多寡についての少数意見と申し上げましたが、不正確だったのかもしれませんが。

今の〇〇先生からのご指摘をいただいて。

結局、結論に関する方向づけとして、誤った方向づけをされるようなものに対しては反対なんですということを申し上げたいわけです。そういうふうに言ったほうがもっと広がるんだと思うんですが。結局、〇〇先生から先ほどご指摘もありましたことに対して私も申し上げたように、76ページの(5)のような、各案ごとの意見のまとめとしての最終ページに最終的なまとめとしてこういうことが出てくると、私の考えでは、D案は間違っているんだということが公の、しかも法務省の研究会で支持されているんだということになりますと、競売の民間開放の選択肢を広く認めるD案は葬り去ろうというふうに考えている方たちにとってみれば、それは大変いいことになるんです、これを利用していくということで。やはり法務省の研究会でもこうだったじゃないかと。

そういうような方向に使われたくはないという気持ちがあるものですから、そういうことについて今回のようなことを申し上げた。1つは、多数とか少数とかということ全部ネグっていただきたい。仮にもしそうでなくて、それを載せて今回のような案で出すというのであるならば、誤った方向づけをされるおそれがありますので、その方向づけのおそれを中和するというか緩和するために、最終的にこの今回のような意見を全部少数意見として載せていただきたい。

逆の言い方をすると、D案というものが葬り去られるということではないんだと、そこまで言っているわけではないということをはっきり申し述べておきたいという意味を言っております。

これは私の意見ですが、〇〇先生ありましたら、どうぞ。

- 私が3番までずっとつなげて書いているのは、1番の続きとして2番があり、そして2番のところでこの研究会の運営体制の問題点を挙げる指摘しております。たびたびこの席上でも〇〇委員からもご指摘あったもので、私自身もちょっとそのあたりは認識がやや間違っていたなと思っているんですが、まずは日本の競売についての現行制度の問題点、運用上の課題、こうしたものの徹底的な摘出が必要だったのではないかという認識でございます。これについては、私自身も間違っていたということで、非常に研究会に参加して

きながら内心じくじたる思いが強いわけでございます。

改めて最近実態調査をしてみたところ、日本の制度、現行うまくいっていると言われるんだけど、まだまだこのような問題事例がある。このような問題事例が非常に例外的な、突発的な事故で起こったのではなくて、それは件数として確率、シェアとしてはそんなに大きくないかもしれないが、今のような運用方策、体制でやっている以上、必ず一定の確率で発生してくる、そういうような競売制度の欠陥が現行制度にはあるんだと。

では、その現行制度の欠陥を直していくための制度としてはどうあるべきなのかというような検討がこの研究会の中では必ずしも十分なされていなかったということで、それをつけ加えたのが3番であるというつもりで、いわば研究会の運営のあり方に関する問題点を具体的に摘出したというつもりでこの3番を書いたものでございます。

- どうぞ、〇〇委員。
- 先ほどから、議論していくうちにどうしても論点が集約されずにぼやけていってしまうんですが、1つここは声を大きくして申し上げておきたいことなんですが、法務省事務当局からは〇〇委員、〇〇委員がお出しになった報告書に対する意見という文書が事前にメールでも、非常に重要な意見ですから、法務省のサーバが調子が悪いので、特段の措置でこの意見については各委員が読んでくるようにというご案内とともにちょうだいしております、私のみならず、〇〇委員や〇〇委員もそうだと思いますが、一生懸命この意見を読んでここに参上したつもりなんです。

76ページの記述に関して言いますと、お書きになっていることを、私の理解では76ページの少数であったとされる記述について、それをおっしゃったのが〇〇委員、〇〇委員であることを明示していただきたいということをおっしゃっているんだというふうに私は受けとめて、一生懸命その可否を考えてきました。

しかし、先ほどから伺っていると、76ページの最後の6行を削除せよということをおっしゃっているように聞こえるので、ここにお書きになったことについて、請求の拡張みたいなことをされるのであれば別ですけども、一生懸命私どもは読んできて、これについて議論しようというふうに考えて

おったわけなので、ちょっとそのところはだんだんわからなくなってきているんですけども、ご教示いただけませんか。

- そういうことであるならば請求の拡張をします。
- いかがでしょうか。
- よろしいでしょうか。そうしますと、ただいまの口頭での請求拡張によって、例えば76ページを例にとりて言いますと、議論は2つの次元であるということになりますでしょうか。76ページの最後の6行を削るかどうか。仮に削らないとしたときに、そこに少数であると紹介された意見について、〇〇委員及び〇〇委員のお名前を明示するかどうかと。この2つがあるということは理解いたしましたので、繰り返し申し上げますが、2つをごっちゃに議論しないでいただきたいので、1点1点、できれば中間判決のような形で進めていただいたほうが議論はロジックの上で明解なんだろうというふうに考えます。
- ありがとうございます。ということであるとすれば、議論は前回の最後の時点に再び戻ったということになるわけですが、多数意見、少数意見それ自体を記載するかどうかという問題。まずこの点についてご意見をいただきたいと思いますが、これは前回かなりご議論はいただいたかと思いますが、なおご意見があればいただければと思いますが。どうぞ。
- 前回の繰り返しの部分が多いと思いますがけれども、この種の知恵を出し合う研究会では意見の多寡まで含めて書くのが通例であると私は認識しておりますし、逆に、意見の分布も書けないような研究会なのかと軽視されるのは私は耐えられないのであって、意見の多寡は書くべきだと。

しかしそれは、この研究会の報告書を読む人がさらに批判的に、それこそ評価しながら読めばいいのであって、我々としては認識した事実を報告書に淡々と書いたり、またそうすべきなのではないかというふうに考えます。

以上です。

- ありがとうございます。どうぞ、〇〇委員。
- 私もこういう形でまとめることは適切であるし、必要であると考えます。なぜなら、B案、C案、D案といずれもこの委員の中から出てきたことでありまして、そのほかの委員の方々から第4、第5の意見が出て決しておか

しくないわけでありまして。B, C, Dという3つが載るということは、この構成員の意見があらわれている、そういう報告書なわけでありまして、いずれその他の委員についても含めた形で報告書にまとまると。第4, 第5が出たわけではないので、既存の3つの中でどうかという、表現はそうなるわけですけれども、基本的にはそれぞれの委員が意見表明していることを柔らかくまとめているということですので、B, C, Dを紹介するということと、この多数・少数ということを書くということは同じ、連続しているものであるというふうに考えます。

- ありがとうございます。

前回ご欠席だった、〇〇委員。

- 済みません。前回欠席をさせていただきましたので、前回出ましたご議論と重なるのかもしれませんが、一言申し上げさせていただきますと、私もこちらについては、意見の多寡というものは少なくとも現行の76ページの最後の6行の、これぐらいの非常に緩やかなかつ冷静なといいますか、学術的な議論の結果を記載するという形の分布程度のことはやはり必要なのではないかというふうに考える次第です。

といいますのも、やはりこれだけの熱い議論を重ね、そしてその中では肯定的な意見、それから否定的な意見というのがさまざまに交わされたという経緯があり、そして最後になって、しかし、B, C, D案の間において何らの重みづけもありませんでしたというのは、むしろこの委員会が研究会において真摯な議論がなされずにみんなが言いたいことを言って終わったというふうに受け取られるということのほうが、むしろ私は恐ろしいのではないかというふうに思っております。

そして、この6行を見る限りにおいては、これがD案について極めて否定的だというふうに読むということは非常に難しいように思われますので、私としてはできればこのまま残していただくということがこの研究会のまとめとしては適当なのではないかというふうに思っております。

- 〇〇委員。先ほどの。
- これも前回のときに発言させていただいたことと同じくなるかと思いますが、最後の特に6行について言うと、この委員会の場でずっと議論を聞いて

こられた委員の方々は、まさしくどのような形で議論がなされて、それでこれがまとまったというのをよくご理解いただいているので誤解のおそれはないんだろうというふうに認識しております。

しかしながら、この委員会として、あるいは法務省としてどう悪用するというのではなくて、むしろそれ以外の、特定の政治的な意図によって、例えば民間競売の導入に反対する人たちが、法務省の設置した研究会でも民間競売については否定的な方向が多かったんだというふうな形で使われるということは十分認識しなければいけないのではないかとということが1つと。

それからもう1つは、先ほど少数意見としてご説明させていただいたように、どれが優劣をつけるという段階には研究段階として至っていないのではないかと。そして、単に多寡を示すということは優劣を判断することにならないのではないかとという委員のご指摘もありましたが、やはり外部の人にとってみれば、最後のまとめのところでこの意見が多かったと言え、研究会としてこの結論づけを行ったというふうに読まざるを得ないのが一般的ではないかということで、繰り返しではありますが、この6行については強く反対するということです。

- いかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。
- 若干進行上のご提案も含めつつ申し上げるんですが、76ページで言うと最後の6行の削除までも重ねておっしゃる趣旨だというふうに、〇〇委員、〇〇委員の意見のご修正があったので、大事な論点ですから慎重を期する上でそういうご議論はあってもよいなというふうに感じた次第なんですが、しかし、ただいまの〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の意見交換の様子を拝聴しておりますと、このことは前回相当の時間を割いて議論をしたわけでありまして、なおかつ今ここに前回は上回る論点は、両方のご議論、〇〇委員、〇〇委員のおっしゃった意見と〇〇委員のおっしゃった意見、両方ともごもつともな部分がありますが、いずれも内容的には前回指摘されていることを上回っているものではないように私には聞こえました。〇〇委員は前回ご欠席でいらしたわけなんです、前回のご議論に、したがって、今ご意見を開陳いただいて内容的に同調いただいたんだというふうに受けとめましたし、そういたしますと、このことはそれなりに前回議論をしていることなんだとい

うふうな感を強くいたしました。

- ちょっと。
- どうぞ、〇〇委員。
- 今の〇〇先生のお話の中にある6行削除というふうにおっしゃったのですが、削除ということを言っているわけではございませんで、今回書いておりますように、ここに〇〇委員と〇〇は合意をしていないんだということを加えてくださいということを申し上げているだけでして、この6行を削除しろということを……
- よろしいでしょうか。先ほどから私がマイクを、これで3度目にとるんですが、それをなさらないでいただきたいということを申し上げているので、この6行の削除ないし修正をするかどうかという論点と、〇〇委員、〇〇委員のお名前をお出しいただくか、どちらを議論いただいていいんですよ。私は議論していただいて困るというようには申し上げていないんですが、2つは分けて議論していただかないと困るので、私の言っていることは論理的におかしいのでしょうか。ちょっと皆さん方にご判断をいただきたいと思うんです。
- いえいえ、ですから、削除と言っているわけではなくて、この点が問題だということは申し上げます。ただ、削除してくれというふうには言っ
てはいないと思いますけれども。私どもで言っているのは、このような多数・少数ということを使うのであれば、私と〇〇委員の、それについては合意をしていないんだということを載せてくださいというのが1と2であって、もしそれをそうではなくて、皆さんのご意見で、いや、そういうことを載せるのはまかりならんということになるのだというのであるならば、少数意見としてつけ加えていただきたいと言っているわけでして、それらがどちらも受け入れられないというのであれば、それはそのときにまた考えることがあるということだと思います。
- 確認ですが、そうすると、ご趣旨としては、きょうの意見の1、2のご提案と3のご提案というのは、基本的には別々のものであって、1、2の提案が通るといいますか、仮に多数・少数について、〇〇委員、〇〇委員は合意していないのだというご意見が載るのであれば、3は問題にはならないとい

う、今の〇〇委員のご発言はそのように伺いましたが、それで理解はよろしいでしょうか。

- ちょっと私自身の認識としては、この１，２，３ワンセットということでございます。というのは、この１，２の理由を述べた箇所は少数意見として必要であろうということです。例えば、２に関するこれを載せたとして、これがずらずら書いてあっても読んでいる人はさっぱりわからないですよ。ということなんです。

- 〇〇委員はいかがですか。

- 私の意見は撤回します。〇〇先生に従います。

- それでは、先ほどの意見はとりあえず置いておいて、今のお話でまた再び戻りまして、この報告書に対するご意見で、この１，２，３それぞれ、要するに、多数・少数の別を書くことについて〇〇委員、〇〇委員は合意していないということを明記するということと、それを、いわば支える意見の理由を別紙として報告書につけるというご提案。

それでは、これについてのご意見、これは既に先ほど若干のご議論はいただいたかと思いますが。

- ちょっとよろしいですか。しゃべる前にまず何が問題か確認しながらしゃべらないといけないような気がしてきましたけれども。

そうすると、〇〇委員、〇〇委員名の明記、３月２４日付の意見という紙の１ページと２ページにある、１ページの２ボツから始まる、「９頁９行目」から始まる二十数カ所の、これをどうするかということですね。７６ページは象徴的なんでしょうけれども、ほかの箇所も同じなんでしょうが、多かったという、「評価」と書くこと自体、私は先ほど来、なお違和感があるのですが、とりあえずそこは置いて私の意見を述べますと、この研究会が特定の方向づけを決める、事実上結論づけていると誤解を招くおそれがあるんだというお話でしたけれども、仮にそれが理由だとすれば、それを排除するために多数を占めたという評価を記述することについては両委員は合意していないということを書いて、誤解を排除するということについて意味があるのかどうか、私は非常に疑問です。

先ほど、〇〇委員からは中和、緩和のためだということがありましたけれ

ども、ただ記述ががたがたするだけであって、多数・少数という記述が残るのであれば、もし誤解があるというならば誤解は残るでしょうし、もし目的がそうだというならば、それを達成するための手段として、このような二十数カ所の、多く出されたという評価を記述することについては〇〇委員及び〇〇委員は合意しないと書くことが意味があるのかどうか、その辺のご感触をぜひお聞かせいただきたいと思いますというわけです。

- どうぞ、〇〇委員。
- これも後ほど詳しく述べてありますとおり、私は何が何でも多数意見、少数意見を書くことが適切でないと言っているわけではありません。それは十分な検討段階に達して、材料が与えられた上で議論を尽くして、多数意見、少数意見ということになったのなら、それは記載するのもあながち誤りではないだろうというふうに考えている。

しかしながら、この研究会の運営については、その段階に到達していないのではないかという基本的な認識があるわけでございます。であるとしたら、先ほど、単に効果があるのかどうなのかというご指摘がありましたが、この現在の研究会での到達段階を考慮すれば、研究者の良心として今の報告書（案）について納得することはできないということです。

だから、賛成できないという〇〇の名義を明確に掲げてほしい、そういう趣旨でございます。

- ほかにいかがでしょうか、この点。
- そうすると、誤解を排除したいのではなくて、そういう態度をとったことを、名前を残したいと、むしろそっちに行きたがるというふうに理解してよろしいですか。
- いやいや、誤解も排除したいのですが……。
- 誤解の排除のために意味があるかどうかについて、まだご回答いただけないと思うんですけども。
- はい。少なくとも誤解を排除するための最適な手段というのは多寡の表現をすべて削除することなんですけど、これは〇〇委員の整理もありましたが、私は前回の研究会のときの議論で、それは全員で同じ結論にまず達することはなかろうという整理でございます。その上で、それが全員で合意すること

ができないのだったら、少数意見として、せめてこれだけのものを掲げよう
と。

その上で、では、その効果がどれだけあるかという点、すべて多寡についての記述を削除することに比べれば、残念ながら効果が薄くなるということは確かであるというふうに思います。しかしながら、私自身としては、相当良心にかんがみ、〇〇先生ともよく議論した上でこの少数意見書というものをまとめたわけですから、これが載ってくればその思いが少しでも読み手の方に通じるということがあるのではないかと期待しているというところ
です。

- どうぞ、〇〇委員。
- 〇〇委員が先ほどから二度にわたってお尋ねを差し上げていることについて、まだこの会場でお答えが出ていないように思うんですが、おっしゃる誤解を招くとか、政治的に悪用されとかいうおそれを払拭することが可能であるかどうかという問題と、〇〇委員、〇〇委員のお二人の名前を括弧書きにして出すことをするかしないかということとの間にどういう因果関係があるのかということについてのご説明をまだいただいていないと思うんですが。〇〇委員、いただいていないですね。

それを重ねてお尋ねしたいんですが。

- いや、それは言うまでもない話だと思っていたんですが、報告書がまとめて世に出る以上は、その委員名簿で委員全員が合意した上で報告書を出すということになりますよね。
- 何度お尋ねしても通じないんですが、少数の意見があったということ自体は明確に書かれているわけで、それに加えて〇〇委員、〇〇委員の名前を加えると、なぜ加えたことによってはじめて政治的誤解が除かれる関係にあるのか、その因果関係は、いまだこの席上で全く明らかになっていないと思うんですが、いかがでしょうか。
- いえいえ、それは最適な方法は何しろ多い・少ないを全部削除するのがベストだということは言っているわけですよ。ただ、それは今度は皆様のご意見を否定することになるから、それはできないでしょうから、妥協的にこういう方法を提案しているんだと言っているわけです。

- だから、そのような少数意見が全くない場合と、あるいは、少数意見が2人、ごくわずかだけど記載されている場合と比較したら、この研究会全員の合意でその6行がまとまったのだと受け取る人と、反対論があったんだけどこれもこれが多数決で残っているんだというふうに受け取る人が出ているのは大きな違いがあるのではないか。それが外に与える効果の違いに対する認識です。
- 我々のやっていることがプラスアルファの効果をもたらすと言っているのではなくて、端的に言えば、今回のこの報告書の案のままであれば、これは私どもは民間競売の開放を願っているわけですから、この報告書の案の結論からするならば、競売の民間開放に反対するというご意見の方がたやすく利用できる、利用しやすくなる、そういう利用されるところに反発を覚えている。それは私は賛成できないというふうに申し上げているわけですし、その方法として、これが最適の方法であるんだということと言うならば、それは多数・少数を全部除くということになるんでしょうけれども、そこは皆様のご意見を否定することになるでしょうから、妥協的にそうはしておりませんと言っているのであって、だから何度も言いますけれども、私のほうも先生方がおっしゃることが全く理解できないんですが。
- おそらく〇〇委員、〇〇委員までもがこれに賛成していると、多数意見に加わっているという誤解は少なくとも防げることは明らかですよ。だから、それで〇〇委員、〇〇委員はご反対になっているということを明らかにすることによって誤解の度合いが少なくなるというご趣旨のご意見と伺うほかはないように思いますが。

いかがでしょうか。かなりご議論は出尽くしているようには思いますが、そろそろ何らかの形で……。どうぞ、〇〇委員。
- いろいろ議論を積み重ねてきて論議が行ったり来たりした部分もあったように思います。それで、今座長がお取りまとめいただいたように、おそらく、この〇〇委員、〇〇委員は合意していないという一連の括弧書きを加えることにどういう意味を見出すかということについて、もう1回つらつら考えますに、私の感ずるところでは、依然として、この括弧書きを加えたからどうにかなるという関係にはなっていないんだろうというふうに思います。

論議が行ったり来たりして蛇行するんですが、繰り返し申し上げますと、少数意見があったということを記載することを1つの伝達的手段として記載することは非常に重要だと思いますが、それに加えて、〇〇委員及び〇〇委員のお名前を併記することによって何か自体が一举に変わるというふうには考えられないと思います。そのことについてご議論をお尋ねすると、良心という言葉が出たり、誤解という言葉が出たりして議論が蛇行したような部分があったように思います。

最終的に座長が整理なさったように、少なくとも〇〇委員、〇〇委員はこの多数意見のほうに入っていなかったんだということをおっしゃりたいというふうにぎりぎりの善解をするとすれば、そういうことはあるかなというふうな気がしないでもありません。

いつまでもこのことについて議論を続けているということでもよろしくないというふうに思います。私の現時点での感じ方で、あまり自信のあるところではないんですが、こういう言い方がいいのでしょうか、私自身としては、この括弧書きを加えることにそんなミラクルな効果があるというふうには考えられませんので、いわば何と申すのでしょうか、主位的意見としては、このお出しいただいた意見の1番及び2番については採用しないのが相当であるということを申し上げたいというふうに思いますが、予備的に、先ほど座長が整理なさったように、〇〇委員、〇〇委員は少なくとも多数意見には含まれていなかったんだということを明らかにしたいということについて、どうしても〇〇委員、〇〇委員のお二方がそこについて強い思いを抱いておられるのであれば、私として、若干個人として100%理解し尽くすものではありませんけれども、このお出しいただいている意見の1の項目の部分についてはその意を踏まえて報告書（案）の文案を改めて考えるということはあるかというふうな気がします。

ただ、1について、お二人の委員が何回か出てくる多数のところには入っていないということを明らかにすれば、それで先ほど座長が整理なさったような要請にはこたえることはできるわけですから、意見の2のところに、多数の個所にわたってお書きいただいている部分は不要なのではないかというふうに思うということもあわせて申し添えたいと思います。

主位的とか予備的とかいうふうにちょっと定見のない意見の申し上げ方になりましたけれども、一連のご議論を伺っていると、何かそのあたりが皆さんがぎりぎり最小限、もしコンセンサスが得られるとすれば得られるところなのであるのかなというふうな気持ちがするものですから、その主位的、予備的の採否あたりのところから先は座長ないしは座長のご進行で皆様方がお考えいただければというふうに思います。

- どうぞ、〇〇委員。
- 私も主位的とか予備的とか言ってしまうかもしれないんですが、今〇〇先生がご整理いただいた中で、これはちょっとあえて〇〇先生ではなくて、私としてだけ申し上げていきますと、私が多数意見の中に入っていないということももちろん申し上げたいんですが、もう1つは、最終的に多数・少数という形で、ここで意見を取りまとめて出すということをも私は反対をしておりますので、その点は今〇〇先生がまとめていただいたことについては、私はその部分が、後のほうがつけ加わってくるわけです。

したがって、この研究会での多数はこうであったんだということ自体に私は非常に反対をしております。その理由はここに記載しているとおりなんです。でも、何度も申し上げますけれども、先生方のご議論の中に議論をした結果として多数であるか否かの意見分布も書くべきだと、それはそうかもしれませんが、何度も申し上げるように、私は仮に委員会のメンバーがもともと反対者のほうが多かったのであれば、そのこと自体無意味です。なおかつ、反対者、反対の意見を持っている方からすれば、この研究会の結論が、反対意見が多かったということは大変意味のあることになりまして、それは今後の立法過程において非常に強く利用されることになる。そのことは私は大変危惧を覚えますので、そのことについてはものすごく反対をしています。私がそちらの意見の中に載っている、多数意見であるか、少数意見であるかということとは無関係に、それをこの研究会として発表することには私は危惧を覚えていますし、絶対反対であると、こういうことになります。

- 今までのご意見を踏まえて、先ほど〇〇委員から一定の取りまとめについてのご提案があったように思います。

今〇〇委員が言われたように、〇〇委員、〇〇委員は基本的にこの多数・少数を書くべきではないと。それが何らかの形で誤解に基づき利用されるということを懸念されるということは大変よくわかるわけでありますけれども、他方では、両委員もお認めのように、その他の委員のご発言いただいた方のかなりの部分は、やはり多数・少数であったということは評価ではないですが客観的な事実の問題として記載すべきであると。それはむしろこの研究会としての責任であるというご意見もあったように思います。

そうすれば、その2つの、書くか書かないかというところでは、基本的には妥協の余地はないというふうに思われるわけです。残る妥協の道は、おそらく本日の〇〇委員、〇〇委員から出されたペーパー、つまり、多数・少数は書くとしても、〇〇委員及び〇〇委員はそれを記載することに同意はしていないということを明らかにするということかなというふうに思われるところ です。

〇〇委員ご指摘のとおり、私もこの、今日の〇〇委員、〇〇委員のペーパーの1の部分、この旨を明記するということがあれば、2のところそれぞれの項目にこういう形で合意していないということを記載するまでの必要はないでしょうし、かなり報告書自体非常に煩瑣なものになるような印象を受けます。

ただ、先ほどご指摘があったように、29ページでしたでしょうか、真ん中あたりであまり皆さん読まないというご懸念があるのかもしれませんが、そこで書くというのはどうかというご意見もあったように伺いますので。これは研究会の進め方全体にかかわる問題という感じがいたしますので、2ページの「研究会の概要」のところで、2ページの末尾になりましょうか、研究会の検討の、いわば経緯のところで多数・少数を記述した報告書の箇所について、〇〇委員、〇〇委員は合意されていないと。ただ、それ以外の箇所についてはすべての委員が合意しているという趣旨を、文案はさらに検討を、結局、〇〇委員、〇〇委員の言われているこの1のところに書かれている趣旨を記載するという事でいかがかと。

3の、両委員の意見を報告書に記載するというか、最後に添付するということですが、これは先ほど〇〇委員が言われたように、どうも本文で

多数意見だけを書いているのであれば最後に少数意見を付するということは合理的な、それなりの解決策のように思われるわけですがけれども、本文に多数意見、少数意見といいますか、要するに、それぞれの意見を書いているにもかかわらず、最後にまたこの少数意見が出てくるというのは、報告書の組み立てとしてどうかと思われるとともに、そういうことであれば、自分も意見を書きたいとかと言われる委員の方もおられると思うわけですので、〇〇委員、〇〇委員のご意見だけを最後に付するというのは、ややこの研究会の取りまとめとしては難しいのではないかというのが私の感触であります。

以上のようなのが今皆さんのご意見を伺った上での私の感触ですが、いかがでしょうか。どうぞ。

- 基本的に、私としては全く意を酌んでいただいていないのではないかというふうに感じざるを得ません。先ほどの〇〇委員も議論を理解いただき整理されたかのごとおっしゃっていただいているようなんですが、残念ながら我々の気持ちというものをご理解いただけていないし、また、おそらくそれはいつまでたっても無理だと思うんです。おそらく全体でもうこのような形になってしまえば、合意できるということは非常に難しかろうというような気がいたします。

それで、今座長から提案のありました1, 2, 3の取り扱いについても、具体的には次の理由で反対せざるを得ないと思います。

まず、1番はともかくとして、1番のような形で抽象的な形で書くだけでは、やはり読み手の方に〇〇及び〇〇がどこに賛成できなかったのかということが伝わらない懸念が非常に多いですので、2ページのように、その記述の後に具体的に云々というような形が、非常に報告書が汚れるということであれば、その2番の価値判断を記述した以下の箇所について、「何頁何行目『意見が多かった』」のところ以下、全部冒頭のところで述べる形でも結構ですがけれども、少なくとも具体的な箇所をすべて特定化した上で〇〇及び〇〇が賛成できなかった、していないということを明記いただきたいというのがさらなる私のお願いでございます。

それから3番目の話。少数意見も本文で入れてあるから最後にまとめなくてもいいのではないかというご指摘でございますが、ここの別紙以下で書いて

いることは、あくまで今の研究会の議論の到達段階で多数・少数といった評価を行うことが不適切であることの理由について記述したものでありますから、基本的にはこれをそのまま載せていただきたいというのが私の要望でございます。

- 最後の点ですが、それでは、本日提出された意見は本日の研究会の資料という形になると思うわけで、それで、〇〇委員、〇〇委員がご了承であれば、名前も付したそのままの形で資料で法務省のホームページに記載すると。
- そういうことでございます。
- そういうことになれば、この研究会の報告書の本文を読まれた方は、先ほどのような記述で〇〇委員、〇〇委員は多数・少数についての意見について異議を持っておられるということはわかるわけですから、最終回の議論を見れば、この意見書がホームページの研究会の場で提示されているわけでありますから、それはアクセスはできるわけですね。
- いや、私が言っているのは、あくまで1冊の印刷する報告書の本文の後ろにつけていただきたいと、こういうことです。
- それは絶対的な要請としてということですか。
- 私は強くそれを要求します。
- 強くということは、それは撤回される意思はないということですか。
- よりほかの何かいい妥協案を提示いただければ別ですけれども、少なくとも現時点ではそういう形です。
- どうぞ、〇〇委員。
- また議論がかみ合っていないと思うんですが、〇〇委員、〇〇委員のお名前を付して、お出しいただいているこの別紙の内容を世に伝わる場を座長は設けよう、設けられるであろうということをおっしゃっておるので、それは今〇〇委員がおっしゃった1つの妥協策なんだと思うんですが。つまり、ご案内のとおり、この研究会の議事というのはもう冒頭のほうが徐々に法務省ホームページにアップされつつあるわけなんですけど、あそこに掲げられる資料として、これが掲げられるということで世の中一般が見たときに、ああ、〇〇先生と〇〇先生はこういう意見を持っていて、研究会の大筋とは異なるポジションでいらしたんだということが電子的に公衆に開示される仕方で伝

わるでしょうという、それはひょっとしたら、〇〇先生のほうから見れば、報告書本体に入るのに比べればご不満なのかもしれないんですけども、そういう中間の策はありませんかということをお話しなさったんだと思うんですが、それについてはいかがなんでしょうか。

- 実態を申し上げまして、ホームページにそういうのが載っているから関係者の方がそれをちゃんとアクセスして読むという実態があるとはとても思えないんです。ですから、ほとんどそれはそれで受け入れられるということにはならない。

そもそも研究会の取りまとめの際には、その委員全員の合議連名によって報告書を取りまとめられるというのは前提だと思いますし、それで、それに対して合意ができないときに、どこに合意ができないか、あるいはそれについての少数意見というものを報告書の中に入れるというようなことも事前に多数決で決めましょうとかいうことが決まっていればともかく、そういうことでないならば、別におかしなやり方ではない。異常なことを要求しているという認識は私にはありませんから、だから、全く効果のないホームページにあわせて公開すればどうかと言われても、それに納得することはできないということです。

- どうぞ。
- 報告書本体に入れたときと同じだというふうには、このテーブルのだれも言っていないのでありまして、そんなことは一言もご指摘がないですよ。やはりそれは議論の仕方がフェアではないと思うんですが、それは報告書と同じだなんてだれも言っていないんです。

ただ、私個人は、先ほど〇〇委員が指摘されたように、報告書本体は現在の案で後ろに添付するというようなことをしないでやるのが本来の筋だと思います。しかしながら、〇〇委員、〇〇委員とこうやって一緒に議論をしてきたわけですから、強い要望としてこういうことが世の中に示されるチャンスがあってよいというご意見なので、そのための方策を、十分な満足は得られないかもしれないけれども考えましょうということを申し上げているのであって、それは今〇〇先生がおっしゃったとおりなのではないですか。

- 私も〇〇委員が言われていることを別に異常なことだというふうに申し上げ

げているわけではありませんで、ただ、会議体の意思決定の方法としてはいろいろな方法があるんだろうと思いますが、必ず全員一致でなければならないというのは、1つの会議体の進め方ではありますが、しかし、おそらくそれでは何も決まらないし、多分会議としてまとまりをつけるということは難しいということは間違いないことで、これは今までの研究会でもそうだったわけですが、いろいろな形で妥協案を見出してきて研究会を進めてきた、議事録の題名の問題等についてもそうだったと思いますが、進めてきたわけで。

それで、私としては最後の取りまとめにおきまして、できればそれは皆さんが合意できるような妥協案というのを見出したいと思って先ほどのようなことを申し上げたわけです。

少数意見をこのままの形で報告書本体に載せるということは、今までのご議論を伺った感じでは、全員の賛同を得ることはおそらく難しいというふうに見られましたので、先ほどのようなご提案をしたわけです。

- よく足して2で割るという言葉がありまして、1と2の間で1.5ということであれば妥協の余地はあると思うんですけども、ホームページで具体的にどういう形で提示するかも明らかにされていない段階で、載せてあげるからどうだと言われても、1と2の間の1.5ではなくて、1.01ぐらいであるとしか私には思えないということなんです。
- 具体的にどのような形というか、そのままの形で載せるということですが、それでもあれなんではしょうか。1.01にしかないということではしょうか。
- ほとんどこの報告書を見るという人たちで、実際にみずからアクセスをして見て、それを検証するという人はほとんどあり得ないというふうに認識せざるを得ないからです。
- それでは、〇〇委員がおっしゃる1.5というのはどのあたりになるんでしょうか。どうぞ、〇〇委員。
- ずっとご議論を伺っておりまして、私も言っているわけなんです、なかなか妥協点が見いだせなくなっておりまして、おそらくこのまま行くと、〇〇委員も、あるいはさらには私も辞任せざるを得ないとかという方向かもしれないということを、今伺いながら危惧をしております、また、それはそれでいいことでは決してないと思っております。

それで、私の個人的な意見なんですが、各先生方のおっしゃるのは、それぞれお立場が違いますからそれぞれごもっともだなと思っているんですが、これはあくまで私の意見に過ぎないんですけれども、私が感ずるので一番強いのは、言葉が不正確でいろいろと申しわけないんですけれども、もう一度改めて申し上げますと、何しろ誤解的な方向といいましょうか、結論に対する一定の方向づけ、少なくとも競売の民間開放を否定する方向にこの研究会の報告書が利用されるのが私は絶対いやなんです。

そういうことを考えていきますと、これは私の個人的な見解なんですが、ぎりぎり私が考えますに、76ページの(5)の最後のところ、「意見のまとめ」の最後の6行の中の最初の2行目に「新B案を支持する意見が比較的多かった」という「比較的多かった」と、ここに「多い」という字が1つ入っているわけです。それからもう1つ、下から2行目に、「D案に反対する意見が多数出された」、ここにも「多数」が入っているわけです。

ここの「多かった」ということと、「多数」ということが私は何としても許せないということを思っておりまして、その6行を全部削除するかどうかはともかくとしても、少なくともここの「多かった」ということをやめていただきたいというふうに私は強く思っているんですが、そういう形であることがぎりぎりの妥協にならないだろうかということをちょっと申し上げたいと思うんです。

これはあくまで私の個人的な意見です。

- おそらく今までのご議論を伺った限りでは、そこで「多かった」ということを書かないというのは、やはりなかなか難しいんだろうと。ここにもし本日の両委員のペーパーの2の最後の部分ですが、もし、先ほどの私の提案で2ページに記載するというだけでは不十分であるということ、特に76ページのところが読まれるというご懸念があるんだとすれば、ここの部分に例えば括弧書きで、この多数・少数という記述については、やはり〇〇委員、〇〇委員はそれを記載することに合意していないということを加えるということであれば、要するに、2ページに書くだけでは十分ではなくて、ただ、ほかのところにもぞろぞろ書くというのは、先ほども出てきたように必ずしも相当ではないということであるとすれば、この部分が重要であるというのな

ら、この部分に書くということはあるのかと。

- 結局この最後の取りまとめのところの「多かった」ということ、ここが一番私にとっては気になる場所なんです。ここが一番私にとっての反対に使われる場所だと思いますので、これは理屈の話でも理論の話でも何でもないんですが。

これは私の意見で、〇〇先生は違うのかもしれませんが、私ならばこの「多かった」というところをとってもらい、この6行を改めていただくということであれば、ほかのところを撤回することも私は可能じゃないかと思っているんですが、この「多数」ということもどうしても残すということであるならば、きょうのこのペーパーの全体のことをやっていただくしかないと思いますし、ここを残すであれば。

- だからそこに多数・少数ということについて、〇〇委員、〇〇委員はそれを記載することに同意していないというふうに書くだけでは妥協案にはならないという、そういうご趣旨ですか。
- いや、つまり正確に言いますと、きょう出しましたこの意見書でやるかどうかということで今議論しているわけですが、これがなかなか大変だということであれば、これをやるかわりにこの76ページの最後の6行のところの「多かった」ということの「多い」というものの2カ所だけを修正するということが私はどうかなというふうに思ったという意味を申し上げているわけです。

で、それもだめだということであるならば、これは一緒に報告書という形で名前を出していくというのが非常に難しくなるというふうに私は思っております。

- この6行を修正するということのご趣旨は、「比較的多かった」と「多数出された」ということは書かないと。「意見があった」とか「D案に反対する意見が出された」と単にそれだけを書くということであって、この記述を残したまま、例えば括弧書きで〇〇委員、〇〇委員はこの多数・少数については責任を持たないというのでは修正案にはならないというご趣旨ですか。
- そうです。ならないというのではなく、そういうことでしていただければ私はぎりぎり妥協できる。

- そういうことというのはどういうことですか。
- 今言ったような、「多数」ということを削るという。
- 削るということですか。そうでないとならないということですね。
- そういうことです。
- そうですね。どうぞ、〇〇委員。
- 修正案について、まず最初に２ページのところにきょうの意見書の１を前提とした記述を加えようという修正案がまず提示され、それで、次いで今座長のほうから、２ページだけでなく７６ページのところにも同じように〇〇先生、〇〇先生が同意していないという記述を２点で加えるという修正案が提示され、それで、そのいずれの修正案についても納得ができないということでもしあれば、今座長からの確認でそのようなお答えだったかと思うんですけれども、そうであれば、もうこれ以上の議論をしても平行線だろうというふうに思いますので、最終的なこの報告書の取りまとめというものにつきましては、座長一任であるとか、あるいは多数決というやり方もあるのかもしれませんが、平行線の議論を打ち切る方法を考えざるを得ないのではないかというふうに考えます。
- いかがでしょうか。おそらく今の両委員のご趣旨からすれば、私に一任するということは多分はないということだろうと思いますので、そはすれば、会議体の通常の進め方であるとすれば委員の多数決によらざるを得ないということになろうかと思いますが。
- もう１点いいですか。なお、お考えをいただきたいところで、もう一度、全くの繰り返しになるかもしれませんが、確認させていただきますけれども、もともとのご趣旨が特定の方向づけ、事実上の結論づけという誤解を招くおそれがある、政治的な悪用を防ぎたいということでこういうご提案をされているということを前提とするならば、２ページに、先ほど座長からご提案のあった多数・少数という記述に〇〇委員、〇〇委員は合意していないと書き、かつ７６ページにも原案は生かした上で、さらにこの本日の両委員のご提出の２ページ中ほど、最後の黒ボツ、このような記述を挿入すると。この２つではどうしても合意できないのかどうか、いま一度お考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- それでは、私が合意できないのはなぜかという、それを書かれただけではなぜ私たちがそのことに合意していないのかという理由が明らかにならないというふうに考えております。ですから、そういう意味では、別紙としてきょうお配りしたこの資料の3ページ以下のところ、すなわち、〇〇及び〇〇が合意していないということと、その合意していないという理由についての少数意見、これはワンセットで報告書の中で記載していただくということを改めて要請したいというふうに考えます。

ただ、別紙のところが長過ぎるということであれば、特に6ページから7ページ以降のところ、今、「適切な民間競売制度とは」という6ページ3番となっているところを、前の2番の引き続きとして(3)として、その後の(1),(2),(3)の部分を①,②,③として、あと(4)、7ページの下から15行目以降9ページまではすべて削除するというので、少し短縮して載せていただくということはありかなというふうに思っております。

その場合でも、具体的に賛成できないという箇所がリストとして明らかになるような形で冒頭等記述いただきたいということは条件になるかと思えます。

- いずれにしろこの少数意見を報告書に載せない限りは妥協はできないと、そういうことですね。

いかがでしょうか。それでは、先ほど〇〇委員からご提案がありましたが、最終的には多数決で決するほかはないということでしょうか。どうぞ。

- その多数決で決めるということについて、最後にご意見を述べさせていただきます。

あくまでこのような研究会というのは、全体での合議ということが原則であると思います。その上で、当初から最終的な結論を得るときには多数決で行うということが全員の合意の上で事前に決められていた場合には当然多数決になるわけですが、そういうことが一切なく、そして、この会議の席上、私も確認したことがありました。最後に多数決で決めるというようなことはないでしょうねということを確認させていただきまして、そのときはないということが確認されておったというふうに認識しております。

それにもかかわらず、本日の取りまとめに際して、多数決で決するという

ことになった以上は私としてはそれは到底納得できることではありませんので、多数決がなされた後、直ちにその場で委員を辞任させていただくということで、これを私の最後の言葉をさせていただきたいと思います。

- どうぞ、〇〇委員。
- 私は言った言わないはともかくとしまして、多数・少数という意見分布を載せることが私は誤った方向づけに力を与えると思うので断固反対というふうに申し上げておるわけですし、そうであるとする、多数であるか少数であるかということ載せることを反対していることに対して多数決で結論を出すということは、私はやはり矛盾だと思いますので、結論的には、私は多数決で今回の問題について答えを出すということにはあくまで反対です。

その反対も多数決によって許さないということであるならば、やはり今の〇〇先生と同じように行動をとものにせざるを得ないというように思っております。

- 〇〇委員。
- そういう大きな話に行く前に、ちょっと事実関係の確認を正確にしておこうと思うんですが、お話の中に多数決はしないと座長が言ったというくだりがありまして、そこは事実の問題ですから……。
- この場で確認したということです。
- 指摘をさせていただきたいと思うんですけれども、平成20年1月24日の会合の際に、各委員がこれまでの検討の成果を踏まえて、この問題についてどういうふうな考えを持っているかを一人一人お話ししていただきましょうというふうに座長が諮った場面がありました。その席で〇〇委員から「それで多数決をするんですか」というふうな質疑があったときに座長から、「今ここでそういうことをするという趣旨ではありません」というお話があつて、繰り返し申し上げますが、「今ここでそういうことをする趣旨ではありません」というやりとりがあったものだというふうに認識しております。

以上でございます。

- 〇〇委員。
- 多数決をしないというのは、知恵を出し合う研究会の性質上そうだとすることを私は確認されたんだというふうに理解しておりました。つまり、内容

的にどちらが正しいということを決めようとか、そういうことは多数決では決めないということかと思います。知恵を出し合う研究会の性質上、その知恵の中身について多様であるべきだからです。

しかし、手続進行については一通りしかとりようがない。およそ会議体である以上、取りまとめの方法は2種類になるということはある得ない。したがって、内容的な面で、議論の面で多数決をしないということはまた全然次元が違う話だということをご理解いただきたいと思います。

- どうぞ、〇〇委員。
- 私が先ほど申し上げました多数決をしないということについては、正確に言いますと、〇〇委員のご指摘があったとおり、そのときのニュアンスとしては、じゃあ、B案にするか、C案にするか、D案にするかをみんなで意見を言った後で多数決で決めるということはないんですねというふうな意味であったというふうに理解しております。その上で、この報告書をまとめる段に当たって、もともとは少数意見・多数意見に関する記述、特に最終ページ、76ページの6行ということにはなるんですが、あの記述がある以上は、最終的に多数決でこの研究会としてはどの案を支持するということが決まったというふうに言っているに等しいというふうに私は認識しております。それは委員によって認識の違いがあることは十分認識しておりますが、少なくとも私としては、今この場で最終的な取りまとめを行うという際に多数決を行うということは、かつてその研究会の席上、B案、C案、D案のどれをとるかを多数決で決するというのと等しい手続であるというふうに認識しております。

それでその上で私自身としては、前回の研究会の場でそのあたりの表現を削除するという提案が全体の合意を得られなかった以上、あるいは自分たちの意見が少数であるということを知った上で、では全体の報告書のうちどの部分に合意できないか、そしてその上でその理由は何かを少数意見として、せめて載せてくれというふうに提案、要求したわけですが、その少数意見としての取り扱いも得られないというようなことになると、その手続自体は、残念ながら不適切なものだと、不法なものだと私は認識せざるを得ないということを申し述べたいと思います。

- どうぞ、〇〇委員。
- 本日は少々論点がずれるので、ちょっと〇〇先生に確認なんですが、今多数決という言葉が、これから多数決をやるかもしれなよといって飛び交っているその多数決というのは、B案、C案、D案のどれが適切かを多数決に掛けるということをお話ししているのではなくて、私の理解するところでは、〇〇委員の提案は、きょう〇〇委員と〇〇委員からお出しいただいたこの意見の第3項の少数意見別紙添付の措置を採用するかしないかということ多数決で決めざるを得ないということが論点になっているんだと思います。
- それで、そのことについては〇〇委員ご指摘のとおり、会議体の手続の進め方ですから、多数決以外にやりようがないんだというふうに考えます。このところは〇〇先生のご認識もそのようなご認識でいらっしゃるでしょうか。
- いや、違います。基本的に、事前に多数決で決するということについての合意がなされていない限りは、このような合議体において、意見がまとまらない以上、少数意見として尊重されるべきだというふうに考えますし、もちろん、少数意見の尊重のされ方は、座長の先ほどご提案いただいたようなものも含めていろいろあるかと思いますが、少なくともゼロ・イチですばっとこのような少数意見を掲載してくれと要望したにもかかわらず切るとしたら、それは多数決による少数意見切り捨てであるとしか認識できないということでございます。
- いや、違いますとおっしゃったんですが、〇〇委員が提案されたこの少数意見添付が多数決の対象だというご認識は、今のお話だと我々と認識は一致しているように思いましたけれども、違いますか。
- そうということです。
- そうですね。
- はい。
- はい。
- よろしゅうございますか。
- だから、その辺で多数決されると、最終的には研究会の報告書として特定の結論を誘導づけることになるということで反対している、そういうことです。

- ○○委員，○○委員のそのご反対の理由はわかりましたが，先ほど○○先生がみずから言われたように，そこは認識の違いがあるわけで，○○委員，○○委員が言われたように，ここで多数決しようとしているのは，もちろんB案，C案，D案のどれが正しいかを多数決で決めようと言っているわけではありませんし，普通に読んでも，現在の案で研究会として，純粹に，客觀的に多かった，少なかったということは書かれているわけですが，多かったから正しいというわけではないことは明らかなだと思いますので，別に研究会としてどの案が正しいという結論を出したわけではないということは明らかなだろうと思います。

その点を多数決で決めることはないというふうに，以前私は申し上げたつもりでありまして，その点は今も特には変わっていないということです。

ただ，最終的な研究会の取りまとめの方法として多数・少数について○○委員，○○委員がそれを記載することに同意しなかったということの記載，あるいは，○○委員，○○委員の意見を研究報告書の末尾に添付するということ，それについては，先ほど来その妥協の道がないかどうかということをお私なりに探ったつもりではありますがけれども，どうもやはり全員一致の結論は得がたいと。

そうなった場合に，これは少数意見の切り捨てというふうに言われますけれども，最終的に研究会の報告書を取りまとめるというのは閣議決定に基づいて我々の研究会に要請されている事項でありまして，これは何としても，まだ4時間あるといえは4時間あるわけですが，夜の12時までの間にはやらなければ閣議決定の不履行になってしまうということでもあります。

そうすれば，おそらくこの後4時間議論を続けても多分，先ほどの点について研究会全員の意見が一致することは難しいだろうというふうに私としては判断せざるを得ないということでもあります。

そうであるとすれば，全員一致で結論を得ることが難しいとなれば，民主的な会議体においては最終的には多数決によってどういう報告書を作成するかという結論を得ざるを得ないのではないのかというのが私の，この会議体の座長としての認識であるということでもあります。

それでは……。どうぞ，○○委員。

- ちょっといいですか。なるべくならしかし道は探りたいところで、なお一言だけ申し上げさせていただきますけれども、済みません、同じことの繰り返しになりますが、2ページや76ページの加筆ではどうしてもだめなんですか。

先ほども私が申し上げましたとおり、会議体の手続の進め方ですから、これは意見の分布、中身と違って報告書を二通り以上つくるということは性質上できない。報告書は一通りにしなければいけないですから、報告書のつくり方については何らかの形で決めざるを得ないわけですが、先ほどお二人の先生から多数決されたら直ちに委員を辞任したいという、私としては非常に残念なお言葉を聞くことになってしまったわけですが、これも辞任というのは一体どういう意味を持つのか私はよくわからないわけでありまして。それは、研究会に参加されて議論されたこれまでの中身はどうなるのかということにかかわることではないかと思います。両委員とも第3回からご参加だったと思いますけれども、さかのぼってなくなるということは多分ない。これは今までさんざん議論を積み重ねてきたわけですからなんですが、しかし、最終的に報告書の名義から外れるという方の意見が、ではここに残っているだろうと。少数意見として残るというのは一体どういうことなんだろうかということが私はよくわからないわけでありまして。執筆名義人として名前を連ねないという方の意見が研究会の報告書に残るということは、世の中から見てもどう見えるんだろうかということですね。それはよくわからない。それはどういうようにご認識でいらっしゃるのか。

- 多数決という手続自体に反対するということを強く言うためにちょっと先走ったことになって、若干混乱を招いたようでございますが、私が辞任と申し上げましたのは、この少数意見として今回取りまとめた意見の部分を掲載しないということで決めるのであればそれは手続として不適切、不法なものであると考えますので、それに抗議する意味で辞任せざるを得ないという形でございます。辞任した後で、報告書が、もうやめてしまった者がいるのだから、ではここに書かれていることはもう全然、例えば〇〇が合意しなかったとかいうことが不要になったねといって削除されるということは当然やむを得ないというものだと考えてございます。

ただ、私が言いたかったのは、例えば法務省さん関係の取りまとめでも、かつて平成16年に、これは司法制度改革推進本部でしたが、行政訴訟検討会で最終報告を取りまとめたときにも委員による少数意見という形で掲載していたのがありましたし、そのような形で少数意見を載せること自体がそれほどおかしいことではないというふうに認識しておりますし、それを多数決でもって載せないということになるのであれば、これは不法な手続だと言わざるを得ないと、そういうことでございます。

- 行政訴訟検討会の例は私も必ずしも記憶が定かではない部分がありますが、あれは基本的には、最終的に1つの提言を取りまとめているわけです。したがって、最終的な報告書は多数意見で書かれているわけです。その後少数意見が付されていると。そういう構造になっているわけです。
- そういうことです。
- この報告書の構造とは違うわけです。この報告書は、繰り返しですが、この案が正しいということは言っていないわけです。この案をとればこういう問題があり、こういう問題があると。しかしそういう問題を指摘した意見が多数だったか少数だったかということを書いているというだけのものでありますので、それは行政訴訟検討会の報告書とは、そもそも報告書の位置づけというか、構成が異なっているということです。これは先ほど〇〇委員も言われたことだと思います。

ただ、さらに、もう1回妥協の道をもし私に探らせていただく機会を与えていただくとすれば、この別紙に書かれている両委員の意見のうち、これは先ほど来出ている議論ですが、1に書かれていること。これはまさに両委員が、価値判断という言葉が相当かどうかはよくわかりませんが、先ほど来出ていますが、少なくとも多数・少数ということを経済報告書に記載することには賛成できないということの理由を直接記載されているものであるというふうに思います。

そういう意味では、多数・少数について両委員が記載することに賛成でなかったことの理由が直接書かれてある部分だというふうに私は認識します。先ほど〇〇委員が言われたように、〇〇委員、〇〇委員が賛同できない最大の理由が、こういう多数ということを書くことに〇〇委員、〇〇委員は合意

していないというだけの記述だけでは、何で合意していないかわからないではないかというご指摘だったと思いますので、もしそうだとすれば、この1の部分を記載すれば、それでなぜ両委員がその記載に賛同しなかったかという理由は基本的には明らかになるのではないかというふうに思われるわけですが。

- 3ページの1ですね。
- そうです、3ページの1ポツです。これをどういう形かはあれですが、報告書の本体に何らかの形で登載すると。しかし、2ポツ以下は登載しないということが、もし妥協案となり得るのであれば、これはほかの委員からあるいは反対を受けるかもしれませんが、座長としての私のご提案としてご検討いただけるのであればと思いますが。
- 私はそれなら賛成します。
- 私としては何とか、さっきは7ページの20行までというふうに申し上げましたが、せめて2ポツのところ、具体的には6ページの上から27, 8行かと思いますが、そこまで掲載いただかないとその反対する理由にはならないというふうに考えております。

というのは、3ページの(1)のところでも2つ目のパラグラフ、「研究会における調査自体が、運用実態についても、現行競売実務における問題点の摘出についても不十分な段階で終了しているために可否を決するに十分な材料を準備できたわけでもなく、それを踏まえた議論が尽くされているわけでもない」ということについての記述をさせていただかないと意が通らないというふうに考えているからであります。

- 例えば、その部分に括弧して、詳細についてはホームページ記載の意見を参照というような記述を加えられるということではどうですか。
- やはり報告書本文でないと、ホームページではほとんど見られないというふうな認識が強くありますので、何とかそこまで掲載いただきたいということでございます。
- ○○委員、どうぞ。
- 別紙の1の部分のみという修正案について私も賛成するものなんですけれども、その理由としましては、2ポツ以下のところといいますのは、少数意

見ということでお書きになっていますが、必ずしも私どもの批判にさらされていない記述内容かと思います。米国のどこが不足であるかということと、それから日本におきましても例を出しておられますけれども、私は実務でいけばもっとほかの例もあるよとか、いろいろあるし、これはちょっと違うんじゃないのとかいろいろなことを言いたくなるわけでありまして、批判にさらされていない。これが少数意見だといいますとほかの委員はこれはここでこういう記述、指摘をすることには反対であるというふうに受け取られかねないわけでありまして、また逆の意味において、賛同することができないということになってしまいます。

それに対しまして、3ページの1のところについて言いますと、これまでの会議の中で〇〇先生などが時折指摘されてこられたところでありまして、この限度で少数意見といいたいでしょうか、この多数・少数を表示することに対する賛成できないということの理由というふうに指摘されるのは、この限度であれば、私どもとしても賛同できる。それを超えて2以下につきましては、もっと詳細を詰めていきたくなくなってしまふ。それには物理的に不可能であるということになろうかと思しますので、ぜひ1のところでの座長のご提案で何とかまとまることを希望いたします。

- どうぞ、〇〇委員。
- ちょっと違うことをまた申し上げて恐縮なんですけど、最後だということで申し上げますが、先ほど〇〇先生がおっしゃったように、あるいは〇〇先生もさっきからおっしゃっているように知恵を出すということでやってきましたし、今回はいろいろな意見が出て、それについて各意見いろいろあったということはそのとおりだと思います。

何度も申し上げますけれども、私はやはり76ページの最後の6行が一番ポイントだと思います。その前のところの「多かった」ということについて、今回のペーパーは全部これをいろいろ言っていますけれども、仮にそれをそのまま残して、76ページの最後の6行の「比較的多かった」ということと「多数出された」、「多数」ということと「比較的多かった」、ここだけを削除するということですらだめなんですか。前のほうを見ればそれなりに残るわけでしょうから、意見分布ということに残るのではないかと私は思うんです

けれども。

何よりも最終的なところがひとり歩きするおそれが、やはり私は一番危惧として感じるんですが、〇〇先生がそれで納得されるかどうかはわかりませんが、私としてはこの最後の6行の中の2つ、そこだけ修正していただくという妥協案というのはあり得ないのでしょうか。

- いかがでしょうか。今までのご議論の経緯からすれば、それは非常に難しいというふうに思わざるを得ないですね。そういう意味で、最後の部分であるだけに、やはり客観的にどういう意見が多かったのか少なかったのかということをはっきりと明らかにするというのが、むしろ研究会として正しい議論の経過を外部に伝えることであるというふうに考えられるということではなかろうかと思います。

それでは、先ほどの私の提案した意見についても同意も得られないというふうに理解してよろしいですね。

それでは、先ほどのもとのあれに戻りまして、多数決で決せざるを得ないということになろうかと思います。

それでは、この報告書（案）につきまして、基本的には、先ほど最初に私が申し上げたような案で多数決をとりたいと思います。つまり、〇〇委員、〇〇委員のご提案のうち、まず、1のご提案、基本的には多数・少数ということについて〇〇委員、〇〇委員が合意されていないということを、その書き方はいろいろあるかと思いますが、何らかの形でこの研究会資料23に付加するという形で、ただ、個別にその意見を付加するとか、あるいは、〇〇委員、〇〇委員のペーパーにあるような別紙については、これを報告書の本体には付加しないと、そういう形で最終的に報告書を取りまとめるということについての賛否という形でお伺いできればと思いますが、どうぞ。

- 今座長が整理されたような仕方で多数決をおやりになること自体は異論はないんですが、前提なる手続問題でちょっと心配なので、やや事務的なことなんですが、確認をさせていただきたいんですが。といいますのは、今座長のおっしゃった多数決それ自体の問題ではなくて、それをされると数分前のご議論で伺っていて、〇〇委員と〇〇委員から委員を辞されるというふうなご発言があったように聞こえたんですが、それは非常に残念なことでありま

すから、できればそういうことはなさないでいただきたいというふうをお願い申し上げますとともに、もしそうなったときに、今の内容をお諮りいただいて、多数決で可決された後に、万が一そういう残念な事態になったときにその記述がどうなるのかという点が、ちょっと手続問題として、何か法案と法案前がぐるぐる回るような感じになりますし。

それともう1つは、少し前に〇〇委員がお尋ねになったことなんですが、少数意見はこうであったということが報告書（案）の中に何カ所も出てくるんです。〇〇委員、〇〇委員の何回かのご発言の中にも「名を連ねることができない」というご表現があったんですが、これは委員の名簿から除くというお話なんでしょうか。そうすると、ここに載っているこの少数意見というのは何なんだということが、またこれもちょっと前提手続問題のような感じになるんですが、心配になってきます。

座長がせっかく決をとられようとしたのに、ちょっと事務的なというか、手続的なことで申し上げて恐縮なんですが、念のためご一考いただければと思います。

- ありがとうございます。〇〇委員、同じようなことですか。
- 同じような質問なのですが、仮にお二人が辞された場合に、〇〇委員がなされたペーパーは法務省のホームページに載るという形で公開されるんでしょうか。これの資料としての価値は多分あると思いますので、これが公開されるかどうかという点をちょっと。
- それでは、これは私の認識ですが、申し上げたいと思いますが、まず、多数決をとった後、私はそうはならないことを願っていますが、もし両委員が辞任されるということになれば、それはその時点で委員構成が変わりますので、おそらくもう一度最終的な取りまとめについて議論せざるを得ないということになるんだろうというふうに思います。ですから、その後どういう形でまとめるかということとはもう一度残った委員で諮らざるを得ないことかなというふうに思っております。

それから、〇〇委員の2点目は……。

- 〇〇委員がおっしゃった、今座長がおっしゃったのと類似の解決がなされるんだと思うんですが、報告書の中に出てくる少数意見というのがどうい

位置づけになるかも知れぬということですね。

- 基本的には同じことだと思います。
- 極めて論理的に明解なご整理で納得しました。
- どうぞ。
- 済みません、また辞任された場合の前提の話で申しわけないんですけども、整理の上でお伺い。報告書の作成名義人にならないにしても、委員の実績というんでしょうか、第3回から第28回の途中までと書かれるのかちょっとわかりませんが、そうならないと残ったメンバーの中の多数・少数で、D案も残ったメンバーのためにあるのかなという話になります。これは全然話が違ってくるわけでありますので、ちょっとその取り扱いについてもお聞きしたいと思うんですけども。
- あまり仮定のことをこの段階で議論するのはいかがかという感じもしますが、今の点については〇〇委員のご指摘のとおりだろうと思います。事実の問題として、委員がどの回から、この会はほかにも途中でやめられて、あるいは留学されたりしたというようなこともあったりします。基本的には事実の問題としてどうであったかということを記載するというのが基本であるというふうに思います。

〇〇委員の先ほどにご質問についてもそういうこと。事実としてこの資料が、撤回されれば別ですが、撤回されない限りは本日提出されたという事実は残るということであろうと思っております。ほかに何か手続的なこと。よろしゅうございますか。

それでは、先ほど私が述べたような形で賛否の決をとりたいと思います。もう一度繰り返になりますが、この研究会資料23に付加する形で〇〇委員、〇〇委員はこの多数・少数の記載については合意をしていないということとを付加し、あとは基本的にはこのままの形で報告書を取りまとめるということに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

- よろしいでしょうか。

反対の委員の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

- よろしゅうございましょうか。委員は私を除いて11名ですね。
- ○○さんは欠席なんですね。
- そうですね。○○さんは欠席ですので、留学されているご両名も欠席ですが、出席されている委員は11名。先ほど申し上げた提案に賛成の委員は8名、反対の委員は2名ということですので、賛成が多数であるということで、本研究会としましては、先ほどのような形で報告書を取りまとめるということにしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。どうぞ。

- それでは、ただいまの多数決の手續に関しては、その少数意見というものを尊重しない違法な手續であるというふうに認識しておりますので、その抗議の意を込めてこの場で委員を辞任させていただきます。

長い間お世話になりました。

- ありがとうございます。私もそのようにさせていただきます。

(○○委員, ○○委員退席)

- それでは、お二人の委員から委員を辞する旨の意思表示がございましたので、先ほどのご質疑のとおり、委員構成が変動しましたので、再びお諮りをしたいというふうに思いますが、私のご提案としては、基本的には先ほど決をとったものと変わらない形で取りまとめをしたらどうかと。つまり、先ほどの研究会資料23の2ページの末尾の部分について、○○委員, ○○委員については多数・少数で意見を記述した箇所以外の箇所については合意をしておられましたが、その多数・少数という記述をした箇所については合意をしていなかったという事実を事実として記載すると。

そして、その上の部分、2の「研究会の概要」の第1段落のあたりに今の経緯、○○委員, ○○委員が本研究会の最終回の途中で委員を辞任したという事実をあわせて記載するという。これは純粋に事実経過の問題として記載をすると。もちろん委員の名簿についても、先ほど○○委員が言われましたように、第3回からお二人は入られたと思うんですが、第3回から28回になるんでしょうか、28回の途中までという委員の在任期間の表示についてはそういうことになるのが正確なものになるということかと思いますが、そのような取りまとめでよろしいかどうかということですが、いかがでしょう

か。

- 賛成です。
- そうすると、2ページの「研究会の概要」の3行目の書き方はどうなるのでしょうか。私は、もう当初から非常にアンカンファタブルなんですけれども。あたかも規制改革会議の回し者が3人送り込まれてきたかのごとく感じてずっと進んで、きょうも、ごらんいただいたらわかるように、私は私自身の考えでずっと参加してきたつもりですし。

それで、ここで2人がやめたというのは、私もこれは最終的にどういう形になるのかよくわからないんですけれども。3人は最初からいなかったことにしてもらえたほうが、よほど気楽なんですけれども。

- それはしかしそういうわけにはいかない。
- ほんとうにこんな話ではなかったはずなんですけれども。
- おそらくこの委員3名が第3回会議から参加していたが、そのうち〇〇委員及び〇〇委員はこの28回会議の中途において委員を辞任したと。
- その理由とか背景は特に書かないで、その事実だけを書くという。
- 辞任の理由は今伺った感じでは、不法に抗議するというご趣旨でしたが、それはそれぞれの……。
- 今の議事録は公開されるんですよ。
- 議事録は公開されるということだと思います。
- 公開されるということですから、その趣旨は明らかだということによろしいのではないのでしょうか。
- 確かにそのとおりです。
- というか、それを要約的に記述するとかえって辞任された〇〇前委員、〇〇前委員の意と反する可能性もないではないかと思われまので、そこは書かないほうがよろしいのではないかと。
- それではそのような形で報告書を取りまとめるということによろしゅうございましょうか。
- 今の議事録の公開というのは、前に議論になったように、議事録とは途中から速記をとっていますね。普通その議事録というのは発言者が後で筆を入れる機会がありますよね。趣旨が違ったり、聞き取り間違えたり。それは今

まで1回もやっていないですよ。それは最後にやるんですか。

- 議事録については従前の議論で、匿名、名前を出さないという形で公開するということになっておりますので、もしこちらでのご議論で、匿名で出さざるを得ないんですが、その上で速記録を委員の皆様にチェックしていただくということであれば、そのように対応させていただくことも可能ですし、そうすると、逆に時間のほうがかかるという面もあるものですから、そこはこちらでのご要望なりご議論に合わせて対応させていただきたいというふうに考えております。
- ただ、今回委員が辞任するなんて異例の事態になったわけで、この2人としては、きょうの議事録なんかはやはり一応見てチェックする……。匿名といたってこの2人の名前は出てしまうわけですね。そこはやはり見る機会を与えるべきなのではないですか。
- いや、各委員のお名前はすべて匿名になりますので、お名前は出ない形になろうかと。
- 報告書には出るので、辞任しますと言われていれば、そのお二人のうちのどちらかの発言であるということは、事実上は特定されるということにはなろうかと思いますが。
- おやめになってまで主張されたことをこちらで抹殺することはできないのではないのでしょうか。
- 今のところ、議事録の公開は法務省のホームページを見ていただくと、最初のほうのまだ何回かですよ。何回か分の議事録で、その段階はまだ要約の議事録ですので、特に各委員に見ていただくということはしていないわけですが、もし、何回か前の分からの逐号の筆記について、もし委員のほうから見てチェックしたいというご要望があるのであれば、それは事務局のほうに言っていただいてチェックしていただくということは可能であると、そういうご趣旨ですね。
- はい。
- いかがですか。基本的に私と事務局のほうに一任いただけるのであれば、明らかな間違いは訂正した形で載せるということにしたいと思いますが。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに何か、最後に当たってご発言等があればお伺いをしたいというふうに思いますが。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、研究会の審議としてはこれで終了ということになりますが、最後に私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

この研究会は結局、足かけにすると4年になります。3年前の12月に第1回があり、私もこれほど長く続くとは思っていませんでしたが、28回の研究会を積み重ねたということです。最初の前半の1年あまりの間は外国の制度を研究し、後半の1年あまりは日本にその研究成果をどのように応用できるかということを議論したということであつたかと思います。

私自身の印象では、この研究会の成果というのは、学術的に見れば非常に大きな意味があつたのではないかというふうに思っている次第であります。外国法の研究というのは、とりわけアメリカ合衆国の各州の調査というのは、従来、州法であるということで、なかなか研究者としてもアクセスが難しい分野で、まとまった研究成果というのは必ずしも十分でなかった分野に大きく踏み込んで、各州の状況を明らかにすることができたということは非常に大きな成果であつたというふうに思いますし、また、日本における制度の検討という点も、従来、必ずしも我々が十分に検討してこなかったような、かなり思い切った大胆な制度提案における壮大な思考実験といいいましょか、そういうような意味を持つような検討であつた。それだけに、従来の議論の積み重ねの中では思いも及ばなかったようないろいろな問題が発見され、それについて検討をすることができたというのは、非常に大きな意味があつたのではないかと思います。

それだけに、各委員におかれましては、外国の調査においては大変ご苦勞をおかけし、また、その後の日本法に関する議論においても、本日もまさにそうだったわけですが、非常に熾烈な議論を闘わせるという中で、大変大きなご負担をおかけしたのではないかというふうに思っております。

加えて、私の座長としての力不足があり、本日も最終的には非常に残念な事態になったわけでありますけれども、しかし、それでも最終的に閣議決定の趣旨に従って報告書をまとめることができたのは、ひとえに各委員のご協力のたまものでありまして、私としては厚く御礼を申し上げたいというふう

に思います。それから、事務に携わっていただいた法務省の皆さん、大変なご苦勞の中で、不眠不休というふうに言ってよろしいかと思いますけれども、最終的なまとめの作業を行っていただいたことに、やはり座長として感謝を申し上げたいというふうに思います。それから最後ですが、この場を提供していただいたきんざいのほうにも、御礼を申し上げて私のごあいさつしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、参事官のほうからごあいさつをどうぞ。

- 私もほうからも一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。

この研究会、2年以上にわたって研究をしていただきまして、その間、事務当局としては参事官が何回か交代するというようなこともあり、また、資料の送付が直前になったりとか、いろいろ至らない点多々あったかと思いますが、座長はじめ皆様のご協力によりまして取りまとめをすることができたということは、ひとえに皆様のおかげであるというふうに考えております。

ほんとうにどうもありがとうございました。

また、事務局を努めていただきましたきんざいの皆様、どうもありがとうございます。

- ありがとうございました。

それでは、これで本日の研究会、そして競売制度研究会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。